

一般競争入札参加申請書及び提案書等の提出期限等に誤りがありましたので、
朱字のとおり訂正いたします。
(令和3年7月8日)

入札公告

次のとおり一般競争入札（総合評価落札方式）に付す。本公告に基づく入札については、関係法令及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構競争契約入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

令和3年7月1日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
契約担当役 地熱統括部長 高橋 健一

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和3年度地熱資源開発シンポジウム開催及び地熱広報業務

(2) 仕様、履行期限及び納入場所等

入札説明資料の仕様書（資料番号1）のとおり。

(3) 入札方法

一般競争入札（総合評価落札方式）

入札金額は総額を記載すること。なお、落札者の決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

下記全ての条件を満たすものとする。

- (1) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の「競争参加者の資格に関する公示」の「3 競争に参加することができない者」に該当しない者であること。
- (2) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）の競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で「A」若しくは「B」の等級に格付けされた者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の提出の日時までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。
- (3) 現在、国又は政府関係機関等から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の行政処分を受けていないこと。
- (4) 本業務の主となる企画及び立案並びに執行管理について、再委託・外注（請負その他委託の形式を問わない。以下「再委託等」という。）を行わないこと。（なお、本条件は、再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先（委託という名称を使用しているが、請負その他委託の形式を問わない。以下「再委託先等」という。）へ付す必要がある。）
- (5) 本業務の一部を再委託等する場合、グループ企業との取引であることをのみを選定理由とした調達は認めないことに同意すること。（なお、本条件は、再委託先等へ付す必要がある。また、グループ企業の定義は、6. その他必要な事項（4）を参照すること。）
- (6) 本業務の一部を再委託等する場合、総額（消費税及び地方消費税額を含む。）に対する再委託・外注費の額（消費税及び地方消費税額を含む。）の割合が50パーセントを超える場合は、相当な理由を明記した理由書（入札説明資料の資料番号7を使用すること。）を一般競争入札参加申請書に添付して提出すること。（なお、本条件は、再委託先等へ付す必要がある。）

(7) 本業務は、経済産業省から機構が補助金の交付を受けて実施する事業（経済産業省が大規模間接補助事業として指定）の一部を委託するものである。機構は、本業務の委託契約書に基づき、本業務終了後、提出された実績報告書を踏まえて、原則、現地調査等を行い、支払うべき額を確定する。

現地調査の際には、全ての費用を明らかにした帳票類及び領収書等の証拠書類が必要となり、当該費用は、厳格に審査し、本業務に必要と認められない経費等については、支払うべき額の対象外となる可能性がある。

また、経済産業省は、本業務の受託者及び再委託先等に対しても、同様の現地調査等を実施する場合があります。経済産業省が同様の現地調査等を実施する場合、本業務の受託者及び再委託先等は、同意しなければならない。さらに、機構も本業務の再委託先等に対しても現地調査等を実施する場合があります。同じく同意しなければならない。

(8) 経済産業省は、契約締結時及び事業終了後に、履行体制図（契約金額100万円以上の全ての受託者及び再委託先等が対象となり、公表する情報は、事業者名、住所、契約金額、業務の範囲等となる。）を経済産業省ホームページで公表するが、受託者及び再委託先等は、公表することに同意しなければならない。ただし、不開示とする情報の範囲については、機構が経済産業省との調整を経て決定することになる。

(9) 入札説明書の交付を受けていること。

3. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒105-0001

東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

地熱統括部地熱事業部企画課 担当：清水、寺井、金瀬、小田

TEL : 03-6758-8001

E-MAIL : nyuusatsu-h49@jogmec.go.jp

(2) 入札説明会の有無：無

(3) 説明書の交付期間、場所及び方法：

説明書の交付希望者は、上記（1）のメールアドレスへ電子メールで連絡すること。その際、連絡先（商号又は名称、担当者名、電話番号、メールアドレス）を記載すること。

上記（1）の担当者は、電子メール又は手渡しにて、説明書を交付する。説明書の交付期限は、令和3年7月13日（火）17時00分までとする。

なお、手渡しの交付を希望する場合は、電子メールにその旨を記述の上、事前に上記（1）の担当者と日時を調整すること。

(4) 質問等の受付期限

質問等の受付期限は、令和3年7月20日（火）17時00分までとする。

本入札について、質問等がある場合は、上記（1）のメールアドレスへ電子メールで質問等を送付すること。なお、寄せられた質問等及び回答については、入札説明資料の交付者へ共有する。

(5) 一般競争入札参加申請書及び提案書等の提出期限等

令和3年7月28日（水）17時00分までに、上記（1）の担当者宛てに郵送（必着）又は持込みにより提出のこと。（一般競争入札参加申請書及び提案書等に添付する書類並びに、提案書の作成要領等については、入札説明資料に記載している。）

なお、提出の際には、事前に上記（1）の担当者へ電子メール又は電話で連絡すること。

(6) 提案書等の説明（プレゼンテーション）

プレゼンテーションは実施しない。

(7) 入札書の提出及び開札の日時及び場所

令和3年8月17日(火) 10時00分

東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 2階BC会議室

4. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

全額免除

5. 見積書及び契約書等

(1) 見積書の提出

落札者は、見積書及び内訳を直ちに提出すること。作成に当たっては、入札説明資料の見積書(資料番号9)を使用すること。

なお、提出する見積書は、消費税率及び地方消費税率10パーセントで見積もること。

(2) 契約書

落札者は、委託契約書案(入札説明資料の資料番号2)をもとに契約を締結することとなるため、契約条項の内容を承知の上、入札すること。

(3) 一般管理費の算出

経済産業省から補助金の交付を受けて実施する事業(経済産業省が大規模間接補助事業として指定)であり、受託者及び再委託先等の一般管理費の積算は、経済産業省の「補助事業マニュアル」に基づき「委託事業事務処理マニュアル(R3.1)」(以下「委託マニュアル」という。)の「12. 一般管理費に関する経理処理」に記載の方法で計算する必要がある。

委託マニュアル(33ページの抜粋)

12. 一般管理費に関する経理処理

▶一般管理費の積算については、以下の計算方法により算出します。

$$\text{一般管理費} = \text{直接経費 (I. 人件費 + II. 事業費)} \times \text{一般管理費率}$$

※直接経費には、「III. 再委託・外注費」は含まない。

また、受託者及び再委託先等の一般管理費の一般管理費率は、委託マニュアルの「11. 再委託・外注費に関する経理処理」に記載する「入札公告等において別途指定する大規模事業の場合の処理」に基づき、上限を8パーセントとし、もしくは委託マニュアルに記載の計算式(委託マニュアルの33ページから34ページを参照のこと。)によって算出された率のいずれか低い率を設定する。

ただし、特殊要因がある場合は、経済産業省と機構間の都度協議の上、特殊要因による一般管理費率を決定することになるが、経済産業省が特殊要因による一般管理費率を認めない場合、特殊要因による一般管理費率を使用することができない。

(特殊要因がある場合、入札前に経済産業省との協議が必要となり、特殊要因の協議が整わない場合の一般管理費率は、上限の8パーセント、もしくは委託マニュアルに記載の計算式によって算出された率のいずれか低い率を設定することになるため、入札日の前日から起算して営業日で6日前までに、上記3.(1)の担当者が別途指示する資料を作成の上、同担当者へ提出すること。)

委託マニュアル（31ページの抜粋）

11. 再委託・外注費に関する経理処理

<入札公告等において別途指定する大規模事業の場合の処理>

なお、一般管理費を計上する場合は、経費に対して8%もしくは、本マニュアルに記載の計算式によって算出された率のいずれか低い率としてください。ただし、特殊要因等がある場合は、当省と受託者間の都度協議のうえ一般管理費率を決定します。

(4) 再委託・外注費に係る精算処理又は経費の確認

本業務は、経済産業省から補助金の交付を受けている事業（経済産業省が大規模事業として指定）であるため、受託者及び再委託先等は、委託マニュアルの「11. 再委託・外注費に関する経理処理」のうち「入札公告等において別途指定する大規模事業の場合の処理」を参照等して、精算処理又は経費の確認を行う必要がある。

6. その他必要な事項

(1) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者がした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、技術点と価格点の合計点が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とする可能性がある。

(3) 委託マニュアル

本業務は、経済産業省から補助金の交付を受けている事業（経済産業省が大規模事業として指定）であることから、受託者及び再委託先等が行う本業務の事務処理・経理処理については、委託マニュアルを参照等して処理することとなるため、内容を承知の上、入札すること。

※経済産業省が公表している委託マニュアル

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

(4) 2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項（5）のグループ企業の定義は、次のとおり。

委託マニュアル（3ページの抜粋）

1. 委託事業の経理処理の基本的な考え方

<経理処理の基本ルール>

※グループ企業とは、

- 株式会社等 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第22号に規定する「関係会社」
- 一般社団法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第4号に規定する「子法人」及び同法第2章第2節に規定する「社員」
- 一般財団法人 同法第2条第4号に規定する「子法人」及び第3章第2節に規定する「評議員」

(5) 詳細は、入札説明資料による。

(6) 新型コロナウイルス感染症の流行状況により、契約締結の延期や業務内容を変更又は中止することがある。

(7) 本件に係る手続のため、機構に入構する場合は、感染拡大を防止するための対策（マスク着用、手指消毒等）を徹底すること。

7. 契約の公表に係る留意事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（機構OB）の人数、職名及び機構における最終職名
- ② 機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

以上